

林産—227  
令和2年5月11日

秋田県素材生産流通協同組合 理事長様

秋田県農林水産部長  
(公印省略)

林業経営体における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応  
及び事業継続に関する基本的なガイドラインについて(通知)

このことについて、林野庁から、政府が示した新型コロナウイルスに関する文書等と整合性を図る観点から、当該ガイドラインを改正した旨の通知がありました。

については、貴会組合員への周知をお願いいたします。

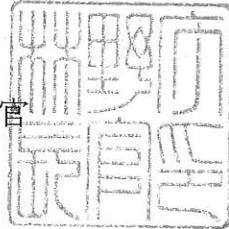
担当：秋田県農林水産部林業木材産業課  
調整・木材流通班 佐々木  
電話：018-860-1914

回 事 前 閲 覧	添 付 文 件	添 付 文 件	添 付 文 件
文書主任印	終了年月日	保存期間	永"10・5・2・1
	指示		藤

2 林政経第 62 号  
令和 2 年 5 月 11 日

秋田県知事 殿

林野庁長官



林業経営体における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応  
及び事業継続に関する基本的なガイドラインの改正について

貴職におかれましては、令和 2 年 3 月 13 日に発出いたしました「林業経営体における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」を周知いただき、誠にありがとうございます。

当該ガイドラインを策定した令和 2 年 3 月 13 日以降に、政府が示した新型コロナウイルスに関する文書等との整合性を図る観点から、ガイドラインを別添のとおり改正いたしましたので、貴職におかれましては、改めて貴都道府県内の林業関係団体や林業経営体に対して周知していただけますようお願い致します。

各業界団体へも傘下会員への周知を含めてお知らせしております。

担当：経営課経営育成企画班 五味、飛鳥井  
 TEL: (03) 6744-2286 (直通)  
 FAX: (03) 3502-1649  
 E-mail: toru\_gomi780@maff.go.jp  
 yukihiroyuki\_asukai360@maff.go.jp



## 林業経営体における新型コロナウイルス感染者が発生した時の 対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン

- ・ 本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染者の報告が増加していることから、林業経営体（森林組合、素材生産業者、自伐林家等）において新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時に、保健所（感染症担当。以下同じ。）と連携して、事業主や従業員等の健康保護とともに業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめたものです。なお、このガイドラインは令和2年5月8日の知見に基づいて作成されたもので、新たな知見により更新されます。
- ・ なお、緊急事態宣言のもと、緊急事態措置を実施する特定都道府県では、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、業務を継続することとされています。対象となる飲食料品供給関係の林業経営体においては、後出の「三つの密」を避けるための必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務の継続をお願いします。

### 1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底

- ・ 新型コロナウイルス感染症については、感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染ですが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされ、無症候の者からの感染の可能性も指摘されています。

こうしたことから、人ととの距離をとること（Social distancing：社会的距離）により、大幅に感染リスクが下がるとされています。特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられています。

#### 【参考】

- ・ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- ・ 「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」（厚生労働省HP）
- ・ 「家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」（厚生労働省HP）
- ・ 「人との接触を8割減らす、10のポイント」（厚生労働省HP）

- ・ 林業経営体は、従業員等に対し、次に掲げる感染予防策を要請します。
  - ① 体温の測定と記録
  - ② 発熱などの症状がある場合に林業経営体への連絡と自宅待機の徹底
  - ③ 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに林業経営体に連絡のうえ、保健所に問い合わせ

- ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 

〔※ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方〕
- ・ 上記以外の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く場合
 

症状が 4 日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。
- ・ 妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めにご相談ください。
  
- ・ 林業経営体は、現場作業に関連した次に掲げる感染予防策を行ってください。
  - ① マイクロバス等で作業現場に移動する際や、マイクロバス等を休憩所として活用する場合には、同乗者が長時間かつ近距離で接することから、窓を開けての換気やエアコンを用いた外気の導入等による定期的な換気の実施と、できる限りのマスクの着用。
  - ② 休憩小屋などの狭い屋内で昼食等により長時間過ごす場合には、窓を開けるなどによる定期的な換気の実施と、できる限り 2 メートル（互いの手を伸ばしたら届く距離）を目安とした適切な距離の確保。

マスクの確保については、供給が十分でない状況ですが、政府として取り組んでいるところであり、再利用可能な布製マスクの活用も含め、御理解をいただきますようお願いいたします。
  
- ・ 林業経営体は、従業員の新型コロナウイルス感染症の検査の状況、診断結果等について速やかに報告を受けるなどの適切な情報収集体制を構築してください。
- ・ 林業経営体は、手洗いなど次に掲げる感染予防策を徹底してください。
  - ① 出勤時、トイレ使用後、事業所等への入場時には手洗い、手指の消毒。
  - ② できる限りマスクを着用し、マスクがない時に咳をする場合にはティッシュや袖等で口や鼻を被覆。
  - ③ 通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところの拭き取り清掃。
- ・ 林業経営体が主催する会議・行事等の開催については、その規模の大小に関わらず開催の必要性について検討し、開催する場合には、換気、人ととの間隔を適切

にとること、アルコール消毒液の設置など、「三つの密」を避けるための所要の感染防止対策を行ってください。

- ・ 関係団体等は、新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（令和2年5月4日）（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）を参考に、業種別のガイドラインを作成し林業経営体へ普及するなどにより、自主的な感染防止のための取組を進めるようお願いします<sup>3</sup>。

## 2. 新型コロナウイルス感染症患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

### （1）患者発生の把握

林業経営体は、患者が確認された場合には、その旨を保健所に報告し、対応について指導を受けてください。また、従業員等に対しては経営体内で感染者が確認されたことを周知するとともに、1に掲げる感染予防策をあらためて周知徹底してください。

### （2）濃厚接触者の確定

- ・ 新型コロナウイルス感染症の現行の感染拡大防止策においては、医師の届出等で、患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うこととされています<sup>1</sup>。  
このため、林業経営体は、保健所の調査に協力し、速やかに濃厚接触者を自宅に待機させるなど感染拡大防止のための措置をとることとなります。
- ・ 地方自治体は、「厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者を把握し、健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を適確に把握し、適切な感染対策を行う」とされていることに留意が必要です<sup>2</sup>。

### （3）濃厚接触者への対応

- ・ 林業経営体は、保健所が濃厚接触者と確定した従業員等に対し、14日間出勤を停止し、健康観察の実施を実施してください。
- ・ 林業経営体は、濃厚接触者と確定された従業員等に対し、保健所の連絡先を伝達してください。
- ・ 濃厚接触者と確定された従業員等は、発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈した場合には、保健所に連絡し、行政検査を受検します。また、林業経営体はその結果の報告を速やかに受けることとします。

### 【参考】

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。（「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領（暫定版）（国立感染症研究所感染症疫学センター令和2年4月20日版）」）

- ・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があつた者
- ・ 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他：手で触れる事のできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があつた者（周辺の環境や接触状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

## 3. 施設設備等の消毒の実施

- ・ 林業経営体は、保健所が必要と判断した場合には、感染者が勤務した区域（事務所、休憩小屋等）の消毒を実施します。
- ・ 消毒は、保健所の指示に従って実施することが望ましいですが、緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が勤務した区域（事務所、休憩小屋、マイクロバス、林業機械等）のうち、手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり、マイクロバスや林業機械のハンドル・レバー等）を中心に、アルコール（エタノール又はイソプロパノール）（70%）（アルコール（エタノール又はイソプロパノール）（70%）が入手できない場合には、エタノール（60%台））又は次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）で拭き取り等を実施してください<sup>1・4・5</sup>。

## 4. 業務の継続

### （1）従業員等の感染が確認された場合に備えた取組の検討

- ・ 林業経営体は、従業員等の感染が確認された場合に業務を継続できるようにするための取組を、業務形態を踏まえつつ実施しておくことを検討してください。

（例）現場作業班間での感染を抑制するため、複数の作業班が同時に出席する会議・行事等の限定や作業班間の作業員の入れ替えの抑制。

### （2）従業員等の感染が確認された場合の業務の継続

- ・ 林業経営体は、従業員等の感染が確認された場合において、濃厚接触者の出勤停止の措置を講じることにより、通常の業務の継続が困難となる場合には、業務を継続するために必要となる人員、物的資源（マスク、手袋、消毒液等）等を把握してください。
- ・ 林業経営体は、業務継続のため、勤務体系・情報共有体制を整備してください。

(参考) 従業員等の確保状況による段階別の業務継続体制

林業経営体は、従業員等の確保状況に応じて、段階別に業務継続体制を決定します。

**【第一段階】**

(業務の内容) 原則通常どおりの業務

(人員体制) 早出・残業等で業務対応

**【第二段階】**

(業務の内容) 業務を縮小

小規模な経営体の場合にあっては業務全体の休止も含め判断

(人員体制) 早出・残業等での業務対応に加え、可能であれば、他部門からの応援

## 5. 関係者との情報共有

- 林業経営体は、従業員等の中に新型コロナウイルス感染症が疑われる者が確認された段階から、都道府県林務部局に状況を報告するようお願いします。  
また、併せ、所属する業界団体等がある場合には、所属団体の事務局等に状況を報告し、業界内での情報共有を徹底するようお願いします。

林業経営体の従業員等に新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時の対応及び業務継続を図る際の基本的なポイントをお示しました。林野庁としても全面的に協力いたしますので、対応していただくようよろしくお願いします。

### 参考

- 1 新型コロナウイルス感染症に対する感染管理（改訂 2020 年 4 月 27 日）（国立感染症研究所 国立国際医療研究センター国際感染症センター）
- 2 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 2 年 3 月 28 日（令和 2 年 5 月 4 日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- 3 新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（令和 2 年 5 月 4 日）（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
- 4 「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」（厚生労働省健康局結核感染症課）
- 5 「MERS 感染予防のための暫定的ガイドライン（2015 年 6 月 25 日版）」（一般社団法人日本環境感染学会）

## 林業経営体（森林組合、素材生産業者、自伐林家等） で新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時に、 業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめました。

（令和2年5月8日の知見に基づき作成）

※「林業経営体に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する  
基本的なガイドライン」<[https://www.maff.go.jp/j/saigai/n\\_coronavirus/attach/pdf/ncv\\_guideline-15.pdf](https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/attach/pdf/ncv_guideline-15.pdf)>

### 1 予防対策の徹底

厚生労働省等の情報に基づいて、徹底した対策をお願いします。

○従業員等に感染予防策を要請します。

- ①体温の測定と記録
- ②発熱などの症状がある場合は、事業主等に連絡して自宅待機
- ③比較的軽い風邪症状が4日以上続く場合（高齢者や基礎疾患がある方等の重症化しやすい方、妊婦の方は比較的軽い風邪症状がある場合）等は、すぐに事業主等に連絡の上、保健所に問い合わせ

○マイクロバスでの通勤や休憩では定期的な換気を行って下さい。

○従業員から診断結果等の報告を速やかに受ける体制を構築して下さい。

○手洗いなどの感染予防策を徹底して下さい。

- ①出勤時やトイレ使用後、事業所等への入場時の手洗い、手指の消毒
- ②できる限りマスクを着用、咳エチケットの徹底
- ③通常の清掃に加え、水と洗剤を用いて人がよく触れるところを拭き取り清掃

### 2 患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

患者が発生した場合は保健所の指示に従い対応してください。

○患者が確認された場合には、保健所に報告し、対応について指導を受けるとともに、従業員等に周知して下さい。

○保健所の調査に協力し、濃厚接触者の確定を受けます。

○濃厚接触者と確定された従業員には、14日間出勤停止し、健康観察を実施してください。

○濃厚接触者と確定された従業員は、発熱又は呼吸器症状を呈した場合は、保健所に連絡し、行政検査を受検します。

### 3 施設設備等の消毒の実施

○**保健所の指示に従って**、感染者が勤務した区域<sup>\*1</sup>の消毒を実施します。

緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が勤務した区域のうち、頻繁に手指が触れる箇所<sup>\*2</sup>を中心に、アルコール<sup>\*3</sup>で拭き取り等を実施して下さい。

※1 事務所、休憩小屋、マイクロバス、林業機械等

※2 ドアノブ、スイッチ類、手すり、マイクロバス・林業機械のハンドル・レバー等

※3 エタノール又はイソプロパノール(70%)(入手できない場合はエタノール(60%台))  
又は次亜塩素酸ナトリウム(0.05%以上)

### 4 業務の継続

**感染者発生に備えた準備をお願いします。**

○業務形態を踏まえた取組の検討をお願いします。

(例) 現場作業班間での感染の抑制

- 複数の作業班が同時に出席する会議・行事等の限定
- 作業班間の作業員の入れ替えの抑制

**感染者発生時に業務が継続できるよう準備をお願いします。**

○事業所は、業務を継続するために必要となる人員、物的資源（マスク、手袋、消毒液等）等を把握して下さい。

○業務継続のための勤務体系・情報共有体制を整備して下さい。

<従業員等の確保状況による段階別の業務継続体制>

#### 第一段階

(業務の内容) 原則通常どおりの業務

(人員体制) 早出・残業等で業務対応

#### 第二段階

(業務の内容) 業務を縮小

※小規模な経営体にあっては業務全体の休止も含め判断

(人員体制) 早出・残業等での業務対応

可能であれば、他部門からの応援

林業経営体で新型コロナウィルス感染症の患者が発生した時の対応及び業務継続を図る際の基本的なポイントをお示しました。林野庁は、皆さまの業務が継続できるように全面的に協力いたしますので、ガイドラインを参考に対応していただきますようよろしくお願ひいたします。